

起業等スタートアップ支援補助金

この度、標記補助金の2次募集を開始します。

(公財)かがわ産業支援財団では、県内での情報通信分野等における創業、第二創業又は第二創業につながるような新たな分野への進出を促進し、県経済の活性化を図ることを目的に、県内で創業、第二創業又は新分野進出を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助します。

I. 交付の対象事業・補助金額

対象事業	補助上限額
情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業 (※ただし、これらの管理業務のみを行う事業は除く。)	200万円 (補助率 2/3)

II. 補助対象者

 以下、全ての要件を満たす者であること。

(1) 県内における創業者、第二創業者又は新分野進出者であること。

類型	要件
創業者	① 令和3年4月10日から令和3年12月31日 までに、香川県内において個人開業又は会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。以下同じ。)の設立を行う者 ② 香川県外において個人開業又は会社の設立を行った者で、 令和3年4月10日から令和3年12月31日 までに、香川県内に新たに拠点を設置する者(※1)
第二創業者	令和3年4月10日から令和3年12月31日 までに、既に事業を営んでいる会社における、新たな分野(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の中分類が異なる業種をいう。)に進出することを目的として、香川県内において分社化により新たな会社の設立を行う者
新分野進出者	令和3年4月10日から令和3年12月31日 までに、既に事業を営んでいる会社における、新たな分野(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の中分類が異なる業種をいう。)に進出することを目的として、香川県内において専任職員を配置する新部署等の設立を行う者

※1 ただし、香川県外において、個人開業を行った者は納税地を所轄する税務署長及び県税事務所等に廃業届を提出し、香川県内の税務署及び県税事務所に新たに開業届を提出すること。

(2) 「創業者」については、**創業支援塾等(※2)を受講**(交付申請日時点で未受講の場合、受講の意思があり、補助事業期間の完了日までに受講)の上、その事実を証明すること。ただし、令和3年4月9日以前の1年間において、香川県内外において既に個人開業又は会社の設立を行った者を除く。

※2 (公財)かがわ産業支援財団が実施する創業支援塾、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第26項に規定される特定創業支援等事業として実施される創業塾、創業セミナー、個別指導、個別相談等

(3) 会社にあつては中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であること(ただし、みなし大企業を除く。)

(4) 県税を完納していること。

詳細については「起業等スタートアップ支援補助金(情報通信産業型)交付要領」等をご参照ください。

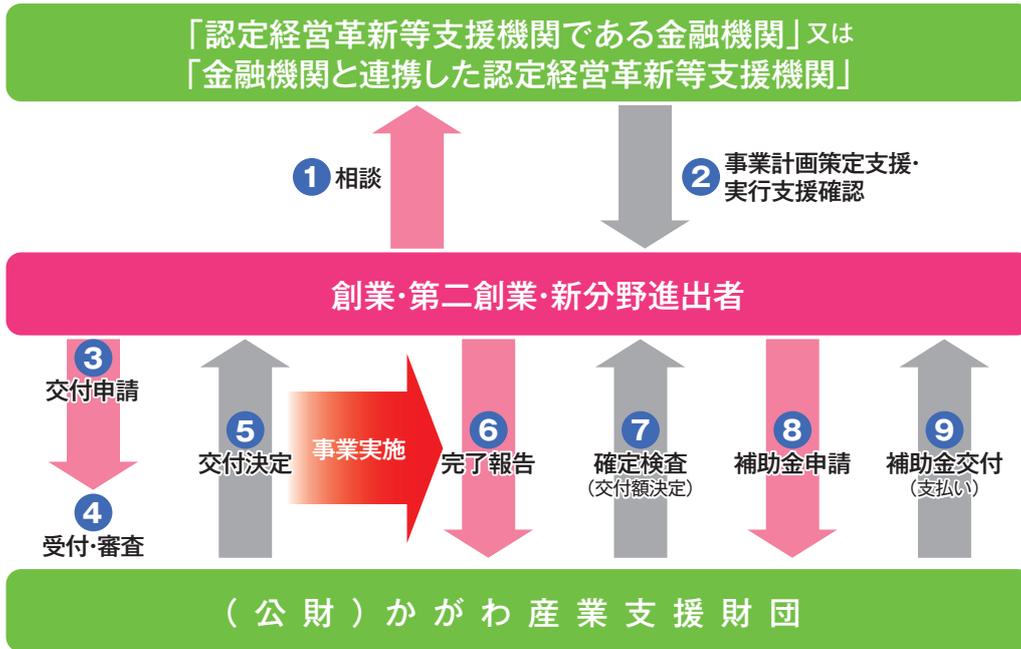
III. 補助対象経費

人件費	補助事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金(直接雇用契約を締結した者に限る。)
事業費	創業等に必要官公庁への申請書類作成等に係る経費、事務所等借入費、設備費(事業実施に不可欠な情報通信機器を含む。)、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、通信運搬費(インターネット利用料金等に限る。)、資格取得及び専門研修受講に要する経費等
委託費	事務遂行に必要な業務の一部を第三者に委託した経費

IV. 公募期間

令和3年6月22日(火)~7月21日(水) 17時必着

スキーム図



- 本事業の申請書類の提出に際しては、「認定支援機関である金融機関又は金融機関と連携した認定支援機関」による事業計画策定支援及び事業計画実行支援の確認が必要となります。
- 「認定経営革新等支援機関」については、中小企業庁のホームページによりご覧いただけます。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

申請から補助金交付までの流れ



※全体スケジュールは予定のため、申請状況等によりスケジュールが前後する場合があります。

申請書の草案を早期にご提出いただくことで、申請要件等の事前確認を行うことができ、より円滑な受付処理が期待できますので、募集期限の1週間前を目途に草案を財団担当者にご提出ください。

申請手続きについて

申請についての詳細条件や必要書類は、「起業等スタートアップ支援補助金(情報通信産業型)交付要領」及び「起業等スタートアップ支援補助金(情報通信産業型)募集要領」をご確認ください。募集要領や交付申請書様式等の関係書類は、財団のホームページからダウンロードできます。
[\(https://www.kagawa-isf.jp/\)](https://www.kagawa-isf.jp/)

申請書類提出先、お問い合わせ先

(公財)かがわ産業支援財団 企業振興部企業支援課(※)
 〒761-0301 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階
 TEL:087-840-0391 FAX:087-869-3710

(※)提出方法は、郵送又は持参に限ります。(FAX・メール等による提出は不可)